

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期券の払い戻し特例について

1. 経緯

政府は、令和2年5月4日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく対策本部会議において全国的な緊急事態宣言に関し、全都道府県を対象としたまま5月31日まで延長した。

飛島村においても、住民の健康確保を最優先課題としながら、住民の生活基盤の安定に向けて様々な施策を講じているところ。

2. 飛島公共交通バス通学定期券に関する問題点

緊急事態宣言を受けて、多くの学校は5月末までの休校を決定しており、12月（1年）通学定期券を購入した者にとっては、定期券を使用できない状況が続いている。

なお、本年度は、1月通学定期券の購入者は1名（4月6日から5月5日まで）、3月通学定期券の購入者は0名、12月（1年）通学定期券の購入者は96名となっている。

3. 通常ルールによる払い戻し

払い戻しを検討する場合、通常ルールでは、令和2年4月1日から払い戻し請求日までの全日、往復で使用したものとして、定期券購入額から当該日数に400円を乗じた金額を減じた額を払い戻すこととなる。

また、これに合わせ、三重交通株式会社所定の払い戻し手数料も徴収する。

4. 特例による払い戻しの検討

通学定期券を購入した者にとっては、本人の瑕疵によらない事由により飛島公共交通バスを使用できない状況が続いており、通常ルールに則って払い戻し手続きを行うことは適当ではないと考えられる。

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会を代表する会長（飛島村長）は、飛島公共交通バスの通学定期券の払い戻し手続きに係る特例措置を講じることを検討している。

5. 損益の分岐点

参考までに、ここで利用者側の立場から損益の分岐点を確認する。

12月（1年）通学定期券は、40,000円、6月通学定期券の設定はなく、3月通学定期券は14,000円、1月通学定期券は5,000円となっている。

仮に前述した仮定条件のとおり全額返金することとしても、学校が再開した際に、あらためて3月または1月の通学定期券を購入する必要がある。この場合、1年通学定期券の損益の分岐点は次のとおり7月27日となる。

学校再開の時期

- ・ 6月1日の場合 → 47,000円 (△7,000円)
3月定期券 14,000円×3回+1月定期券 5,000円×1回
- ・ 7月1日の場合 → 42,000円 (△2,000円)
3月定期券 14,000円×3回
- ・ 7月27日の場合 → 40,000円 (±0円)
3月定期券 14,000円×2回+1月定期券 5,000円×2回
+200円×往復×5日
- ・ 8月1日の場合 → 38,000円 (+2,000円)
3月定期券 14,000円×2回+1月定期券 5,000円×2回

6. 特例実施の問題点

前述の論点を踏まえ、飛島公共交通バス通学定期券の払い戻しに関して特例措置を講ずる場合には、次の問題が想定される。

(1) 窓口の問題

通学定期券は、受託交通事業者である三重交通が出納しており、理論上、村が代理してこれを払い戻すことはできない。払い戻しについては、原則として三重交通桑名営業所の窓口を指定している。

したがって、仮に利用者の利便を優先し、飛島村役場で払い戻し手続きを行う場合には、三重交通桑名営業所の社員の派遣を依頼し、日程、時間を決めた上での対応となる。

※本件施策の履行に関して三重交通桑名営業所の同意は得られている

(2) 学校再開後の問題

学校再開後、少なくとも3回程度、通学定期券を購入する必要があるが、その場合の販売窓口は、原則として三重交通桑名営業所が指定する販売者である山田屋（蟹江町）となる。また、申込みから購入までの手続きが煩雑となる。

(3) 通勤定期券との公平性の問題

利用者間の公平性を鑑みると、通勤定期券においても同様の措置を講ずる必要があるものの、学校と異なり、各企業の休業期間は特定できず、またこれを確認することも困難であるため、通学定期券と同様の対応とすることは難しい。

休業期間を証明する書類を求める等すれば、通学定期券と同様の対応を

とすることも可能となるが、この場合の判断基準は極めて難しいと思われる。

(4) 周知の問題

払い戻し手続きの有無について、問い合わせた者のみが知り得る状況を避けるため、村広報及び村公式ホームページに案内文を掲載するほか、すべての通学定期券購入者に対して文書による通知を行う。

7. 具体的な特例の取扱い（案）

申請日までの期間は、通学定期券の使用は無かったものと仮定し、全額を払い戻す。あわせて三重交通株式会社所定の手数料もこれを免除する。

なお、通勤定期券については、休業状況の把握が困難なことから、今回の特例措置には含めない。

8. スケジュール

払い戻しに特例を講ずる場合のスケジュールは次のとおり。

今回の飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会において、各委員に対して書面決議を求める。

損益の分岐点が7月27日となる見込みであることから仮に学校の休業期間が6月以降に延長された場合には、7月号広報紙に周知記事を掲載、同日付で村公式ホームページにも掲載する。仮に、学校休業の延長判断が6月15日（飛島村広報紙の最終稿締切日）以降となった場合は、村公式ホームページのみの掲載とする。

通学定期券の購入者あての払い戻し手続き案内文は、7月上旬に発送。

ただし、1月通学定期券の購入者に対しては、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会の書面決議後、ただちに個別案内して払い戻しに応じる。